

亀山市公告第90号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）第3条第1項の規定により公共下水道の負担区を定めたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和4年10月19日

亀山市長 櫻井 義之

1 負担区の名称

第8負担区

2 負担区の区域

東御幸町、御幸町、椿世町、羽若町、住山町、阿野田町、菅内町、安知本町、田茂町、天神一丁目、天神三丁目、天神四丁目、和賀町、野村四丁目、中庄町、下庄町、栄町、和田町、川合町、田村町、川崎町、能褒野町、布気町、太岡寺町及び小野町の各一部

3 負担区的地積

233.1ha